

宮城県の放射性汚染廃棄物が他県で焼却されている

～『県外焼却』とは～

I. 県外焼却とは	
I - ①大崎地域と汚染状況	pp.2-5
I - ②県外焼却	p.6
II. 県外焼却の実例	pp.7-8
III. 調査並びに搬出先	pp.9-15
IV. 県外焼却の問題	pp.16-17
(参考) これまでの報道	p.18

2026年2月19日 オンライン記者会見

大崎耕土を放射能汚染させない連絡会
放射能汚染廃棄物「一斉焼却」に反対する宮城県民連絡会
芳川良一

Tel: 090-7243-4238 e-mail: ryo1_y@mx91.tiki.ne.jp

I. 県外焼却とは

I-① 大崎地域 ロケーションと汚染状況



1. 県外焼却とは

1-① 大崎地域 ロケーションと汚染状況

2017年

福島原発事故の影響で汚染された廃棄物の内訳（平成29年6月時点）



- 指定廃棄物**
 - ・ 8,000Bq/kgを超過し、市町村の申請を受けて国が指定した廃棄物
- 未指定廃棄物**
 - ・ 8,000Bq/kgを超過しているものの、市町村が申請を行わなかった廃棄物

宮城県 HPより

1. 県外焼却とは

1-① 大崎地域と汚染状況 大崎地域に出そろった放射性汚染廃棄物問題

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」

「放射性物質汚染対処特措法」（平成24年1月1日に全面施行）

- 指定廃棄物 8,000Bq/kg超え
自治体が国に指定申請(指定解除)
国が処理
田代岳の最終処分場建設反対運動



- 未指定廃棄物 8,000Bq/kg超え
自治体が風評被害を口実に指定申請していないもの
大崎地域の8,000Bq/kg超えはすべて未指定廃棄物

経年自然減衰で8,000Bq/kgを下回ったもの

県外焼却



- 一般廃棄物 8,000Bq/kg以下を廃掃法の一般廃棄物と同様に処理できる
(原子炉等規制法では100Bq/kg…クリアランスレベル 80倍に基準緩和)
各自治体が処理

大崎住民訴訟

- ‘18年10月11日 仙台地裁提訴
- ‘23年10月4日 判決
- ‘23年10月16日 仙台高裁控訴提起
- ‘24年12月25日 控訴審判決
- ‘25年1月7日 上告・上告受理申立
- ‘25年11月5日 上告棄却決定
- ‘26年2月25日 焼却差止め仮処分申立て
予定

県外焼却



2024.12.25 仙台高裁

1. 県外焼却とは

1-② 県外焼却

- 未指定廃棄物(8,000Bq/kg超えながら指定申請をしていなかった農林業系放射性物質汚染廃棄物)のうち自然減衰で8,000Bq/kgを下回ったものを県外事業者に委託し県外焼却処理をする事業
地域的に、内容的に広がる県外焼却

大崎市→美里町→涌谷町→加美町

**未指定廃棄物のうち自然減衰で8,000Bq/kg以下なったもの→当初から8,000Bq/kg以下だった
特定一般廃棄物→100Bq/kg以下のほだ木**

- 費用は、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(農林業系廃棄物の処理加速化事業) 1/2
震災復興特別交付税 1/2で賄われる
- 県外事業者、事業者施設所在自治体は非公表
- 環境省のスキームの中、宮城県が事業者を探し出し、念入りな打合せのもと、(県が)市町に紹介

II. 大崎地域における県外焼却の実例

- 大崎市 ‘23年2月大崎市が稲わら155トンの処理に215百万の予算
(完了 ‘23年度) 稲わら105トン 139百万
- 美里町 (完了 ‘24年度) ほだ木204トン 牧草14トン 100Bq/kg以下 予算22百万円
(‘25年度予算化) 農家保管中の8,000Bq/kg超えのうち8,000Bq/kg以下に減衰した稲わら17.78トン
- 涌谷町 (‘24年7月～12月) 稲わら(未指定廃棄物のうち8,000Bq/kg以下に減衰した) 73トン
予算230百万円…議会だより 第216号
- 加美町 (‘24年5月～26年10月 三か年計画) 牧草(未指定廃棄物ではない) 200トン
100Bq/kg以下のほだ木270トンについても県外処理

‘25年度

県外処理予定量 2,370トン 予算581百万円

全量 ‘25年度に処理予定

従来の事業者と新規の事業者の二つの事業者にて(搬入先自治体も別々)

II. 大崎市の汚染廃処理状況

2. 処理実績（令和6年度末）

【市内焼却処理】 令和8年度完了予定

単位：t

	焼却処理 400Bq/kg超～8,000Bq/kg以下			すき込み処理 400Bq/kg以下
	稲わら	牧草	計	牧草
総量	728	1,572	2,300	2,427
令和2年	3	411	414	408
令和3年	14	398	412	494
令和4年	39	381	420	309
令和5年	124	210	334	384
令和6年	169	119	288	559
実績	349	1,519	1,868	2,154
処理残	379	53	432	268
	進捗率		81.22%	88.75%

【県外処理】 令和5年度完了

単位：t

	焼却処理 8,000Bq/kg超 稲わら
平成28年測定値	160
令和5年測定値	101

※8,000Bq/kg以下に減衰したもの

3. 処理予定

単位：t

年度	焼却処理 400Bq/kg超～8,000Bq/kg以下			すき込み処理 400Bq/kg以下		
	稲わら	牧草	計	稲わら	牧草	計
令和7年	184	53	237	2	268	270
令和8年	196	0	196	0	0	0
計	380	53	433	2	268	270

III. 調査と搬出先

搬出元・汚染廃の仮置き場を数回視察(作業状況確認)→監視カメラ設置
→搬出作業の時刻表を割り出し→追跡隊編成→追跡日時設定→追跡挙行(9.3)

加美町の集約保管場
所=搬出元の旧田代
放牧場視察



2025.06.19

監視カメラ 映像



会津130 あ・・・61

積載量 13.6ト

(有)水野運送店

(廃棄物収集運搬 福島県石川郡古殿町
0247-53-2071)

8/4 6:00 往 8:00 復

【主要取引先】クリーンテック(那珂川市)、
日曹金属化学(会津若松市、千葉市…但し中
間処理)、日立セメント(土浦市、日立市)、
DOWAエコシステム(小坂町、花岡町)など
の処理業者との取引あり

追跡 2025年9月3日



8:05 ニツ石ダム入り口待機 追跡開始

8:39 田代岳に通じる町道



9:03 大和ICから東北自動車道 富谷JC手前

8:53 羽後街道 大和ICへ



10:38 郡山JC 磐越自動車道を会津方面に



10:57 猪苗代磐梯高原IC出口



11:49 トラックゲートから工場敷地へ



11:03 磐梯山を望みながら下道を走る





上2枚 水野運送店の事務所とトラック

産業廃棄物の還元焙焼・焼却施設			
産業廃棄物 処分業者名	日曹金属化学株式会社 許可番号		産業廃棄物 第00720003673号【優良認定】 特別管理産業廃棄物 第00770003673号【優良認定】
施設名	ウェルツ炉第1KW (ロータリーキルン)	ウェルツ炉第2KW (ロータリーキルン)	第2専焼炉 (固定床炉)
産業廃棄物 の種類	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動植物性残さ ⑪動物系固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず等 ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰ばいじん		①廃油 ②廃酸 ③廃アルカリ ④廃プラスチック類 (液状)
特別管理 産業廃棄物 の種類	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥鉱さい ⑦ばいじん ⑧感染性産業廃棄物		①廃油 ②廃酸 ③廃アルカリ
処理能力	100t/日 (24時間)	60t/日 (24時間)	50t/日 (24時間)
管理者名	加藤 雅彦	連絡先	福島県 耶麻郡 磐梯町 大字磐梯 字溜水1372 0242-73-2121(代表)



日曹金属化学(株) 会津工場 概要

日本曹達(株)の100%子会社 本社所在地: 東京

業種: 産業廃棄物処理業

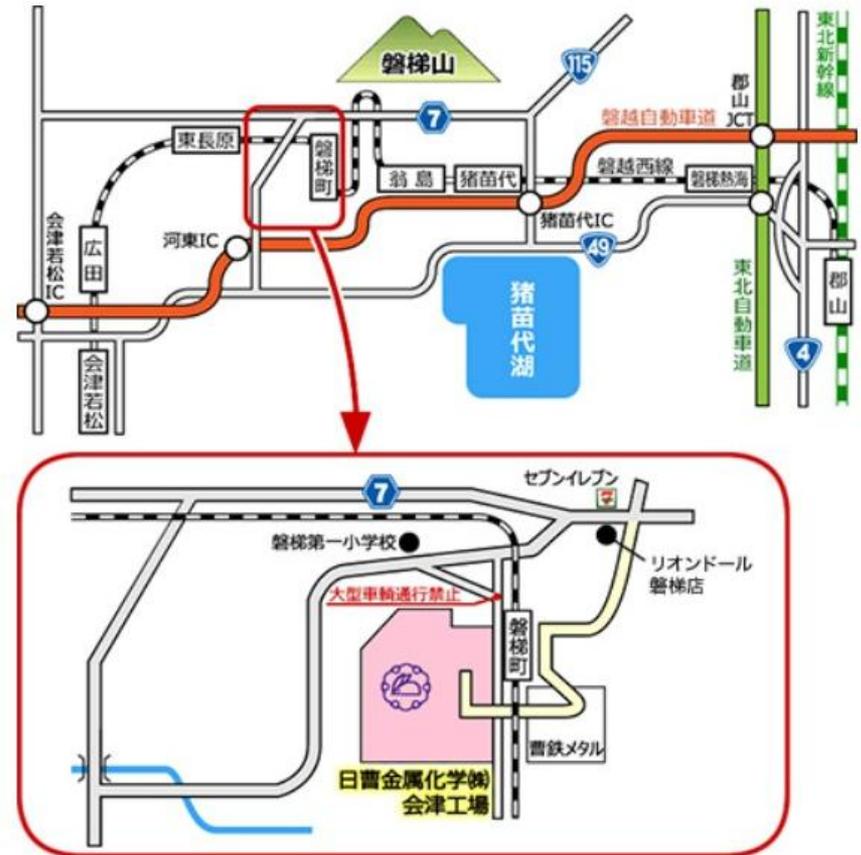
焼却炉: ウェルツ炉 160ト/日(2基で)

HPによると「燃え殻等の処分 最終処分(埋立)
または再資源化します」

日曹金属化学(株)
日曹金属化学HPより



会津工場廃処理施設



委託元自治体: 宮城県加美郡加美町

受託事業者: 日曹金属化学(株) 会津工場

搬出先自治体: 福島県耶麻郡磐梯町

IV. 県外焼却の問題～県外焼却処理の特徴

- 環境省の後ろ盾のもと県が主導であること

「一斉焼却」のmodify（一斉焼却は形を変えてまだ続いている）

- 無責任の構図の中での進められる県外焼却

県は「(紹介した範囲での)一定の責任」というが(県議会環境生活部長答弁)、それ以上の説明はない

無責任の構図はもたれあいの構図でもある

それが杜撰なモニタリング報告となっている

- 汚染廃焼却の受託の際に周辺住民への説明と合意があったのか不明であること

- 地方自治の無視

- 県外焼却に積極的な県知事

‘25.2.27 宮城県2月定例議会 県知事答弁

「今後もこの方式(県外処理)を是非活用していきたい」

‘25.2.22朝日新聞 県知事インタビュー

指定廃棄物は再測定し、混焼

- 杜撰なモニタリング

県は法令上問題ないというが、ガイドラインの「特措法の『上乘せ基準』」さえ実施されていない。

※8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物を一般廃棄物として処理するための基準。環境省HP『廃棄物関係ガイドライン』

こんなやり方がまかり通るなら除染土の再利用はいったいどうなるのか

IV. 県外焼却の問題～県外焼却についての私たちの主張

- ・汚染廃棄物の焼却は必ず煤塵の飛散を伴い、それは環境への放射能の拡散に他ならない。焼却は拡散である。焼却を直ちに中止すべき
※汚染廃棄物は遮蔽(隔離)保管が原則
- ・他県で焼却するのは言語道断。県外焼却は止めるべき
- ・この度非公開の一角が崩れたことになる。
遡って、環境省と県は、受託した事業者と搬出先自治体を明らかにし、環境省、宮城県、委託自治体、受託事業者、搬出先自治体の責任を明確にすべき
- ・受託事業者と搬出先自治体は、環境モニタリング報告をもって自治体住民に説明をし、住民との合意形成のプロセスを経るべき
※磐梯町駅周辺(北側と東側)は住宅街

